墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案			現	行	
別表		別	別表		
1 区長の附属機関			1 区長の附属機関		
名 称	担任する事務		名 称	担任する事務	
墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕		墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕	
すみだ食育推進会議	101 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		すみだ食育推進会議		
<u>墨田区がん対策推進</u> 会議	がん対策の総合的な推進に係る検討に関すること。		〔新設〕		
墨田区予防接種健康 被害調査委員会	〔略〕		墨田区予防接種健康 被害調査委員会	〔略〕	
すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議	〔略〕		すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議	〔略〕	
2 〔略〕			2 〔略〕		

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。